

【第5章 今後の取り組み】

基本目標 1 住民の主体的参加の仕組みづくり

1. 人と人がつながる、支え合う意識を育む

《基本方針》

地域福祉の取り組みを進める上では、一人ひとりが「つながりの必要性や意識を持つ」ことが大切であり、その意識の基に地域活動に参加していく環境が求められます。このため、住民、特に子どもの頃からの福祉教育を推進するほか、地域情報(地域活動、地域の行事・伝統等)を発信して地域について知る機会を増やし、コミュニティ意識を高めるように図ります。

(1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実

■公助（市の取り組み）■

①児童生徒への福祉教育の充実

【学校教育課】

- ・総合的な学習の時間等を活用し、福祉体験・福祉講話等を今後も継続して実施することで、子どもの頃から福祉の心が育まれるように図ります。

②児童生徒への人権教育の充実

【学校教育課】

- ・学校において、人権教育を行う時間を確保し、児童生徒への人権教育を進めます。
- ・児童生徒の発達段階に応じた人権教育を進めます。

③人権に関する啓発・広報の充実

【協働のまち推進課、障がい長寿課】

- ・人権週間における普及・啓発活動やその他広報等による人権についての啓発に努めます。
- ・男女共同参画に関する知識の普及・啓発広報に努めます。
- ・障害者差別解消法や「合理的配慮」の内容について、市内小中学校へのパンフレット配布や住民への周知広報に努めます。

④地域の歴史・文化や地域活動情報の発信

【協働のまち推進課、文化課】

- ・自治会等、身近な地域についての周知を図るため、地域の歴史や文化及び地域活動情報の発信を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①福祉体験活動等の充実

- ・福祉協力校の指定を行いながら、市内小中学校、地域と連携し、福祉体験や福祉講話等を通じた、子ども達への福祉体験機会の確保を図ります。また、児童館での親子体験型の福祉教育も、継続して実施します。
- ・福祉教育に対するニーズに対応できるよう、市内福祉施設をはじめ、ボランティア団体と連携し、福祉体験活動等の内容の充実を図ります。

②地域コミュニティ意識を高めるための活動の支援

- ・社会福祉協議会が担っている各種事業や地域の福祉活動を推進し、活動の趣旨や必要性の理解啓発を行いながら多くの住民に参加を呼びかけ、地域コミュニティ意識を高めていくように図ります。

③住民への福祉教育の充実

- ・住民が地域活動に積極的に参加することができるように、各種講座や研修会等の充実に努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)	
「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域に行かなければならない」と思う市民の割合	88.1%	90.0%	83.6%	90.0%	市民意識調査 問24

※令和5年度調査時の83.6%は、平成28年度88.1%から4.5ポイント減少している。令和11年度は、前回計画同様に90%を目指す。

(2) 地域活動への参加を促す環境づくり

■公助（市の取り組み）■

①あいさつ運動の推進

【学校教育課】

- ・市内小中学校の登下校時のあいさつ運動を推進し、身近な地域での人と人との相互認知やコミュニケーションの機会づくりに努めます。

②子どもから高齢者までの見守り活動の普及啓発活動

【社会福祉課】

- ・「地域見守り隊」による高齢者の見守り活動を拡充し、様々な世代を対象とした取り組みとなるように検討します。

③地域活動団体の活動支援

【協働のまち推進課】

- ・市民活動団体の創意工夫にあふれた企画・事業に対し支援を行い、新たな活動を発掘します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①地域での交流機会確保の支援

- ・地域の交流機会について好事例等を広報・周知し、自治会活動や地域福祉推進委員会活動の活性化に向けて支援を行います。
- ・地域で実施される各種行事に積極的に参画し、日頃から顔の見える関係づくりを行い、交流を図ります。

②気軽に集まる交流の機会、場の確保

- ・親子クラブやチャレンジクラブ、三線クラブ等、現在実施している交流に係る活動を継続します。また、地域住民の多様な交流を活性化していくための新しい交流事業の企画立案に努めます。
- ・地域のコミュニティセンターを中心とした交流の場の確保に努めます。

③見守り活動の充実

- ・一人暮らし高齢者への見守り活動のほか、民生委員・児童委員や老人クラブの交通安全指導を促進する等、高齢者のみならず、様々な世代や対象への見守りを進めていくように図ります。

④地域活動団体の強化・育成

- ・地域活動団体との連携を図りながら、団体の強化や育成のため、活動に関する様々な情報提供や支援、助言・指導等を行います。
- ・介護保険事業の「生活支援体制整備事業」を推進し、地域支え合いの担い手となる人材の確保に努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)	
地域活動に参加する市民の割合 (地域活動やボランティアに参加する市民の割合)	25.5%	50.0%	23.4%	50.0%	市民意識調査 問22

※令和5年度調査時の23.4%は平成28年度25.5%から2.1ポイント減少している。令和11年度は、前回計画同様に50%を目指す。

2. 地域がつながる、活力をつける

《基本方針》

地域活動の活性化を図る上では、組織と協力しながら地域力の向上を図る必要があります。このため、地域の関係団体のほか、市内企業や市内社会福祉法人への地域福祉活動への参加促進を行い、協力しながら推進するように努めます。

小地域の「地域福祉推進委員会」については、設置されている自治会が増加していますが、全自治会での設置には至っていません。「地域福祉推進委員会」の設置や内容の充実を図り、地域の生活・福祉課題の把握とその解決策の検討・実践が小地域で行える環境づくりを行います。

また、自治会の活性化のために、自治会情報の発信を行い取り組みや必要性について啓発をするほか、先進事例の紹介、地域づくりの支援等を行います。

(1) 地域活動の活性化の推進

■公助（市の取り組み）■

①社会教育関係団体等への活動支援

【生涯学習振興課、社会福祉課】

- ・子ども会、女性会、老人クラブ等の社会教育関係団体について、登録数の増加を促進するとともに、活動の支援を行います。
- ・社会教育団体等の活動内容等をわかりやすく住民に提供します。

②市内企業の地域福祉活動への参加促進

【商工観光課】

- ・市内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識のもと、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加しやすくなる環境構築を図ります。

③介護保険事業における協議体との連携

【障がい長寿課】

- ・高齢者の介護保険事業計画における協議体(第2層協議体)と連携し、地域課題の把握や解決策の検討及び具体的解決に向けた取り組みの実施等を進め、支え合いによる地域活動の活性化を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①社会教育団体等との連携

- ・子ども会、女性会、老人クラブ等と係し、活動の場の提供を積極的に行うことによって、各団体の活性化に寄与するとともに、地域住民の参加促進とつながりの強化に努めます。

②市内企業への地域福祉活動参加への呼び掛け

- ・市内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加するように呼びかけていきます。
- ・市内企業の地域福祉活動への参加や支援（寄付・企業施設の活用等）を促進し、地域福祉活動の輪を広げます。

③市内社会福祉法人の連携機会の確保

- ・改正社会福祉法に伴って義務化された地域における公益的な取り組み事業を広めるため、法人の連携機会の確保に努め、各法人へ適切な情報提供を行いながら、情勢に適応した取り組みを推進します。
- ・市内の社会福祉法人へ地域貢献活動の取り組みについてアンケート調査を行い、法人の意向確認を行いながら連絡会の立ち上げを推進します。

④協議体の開催・運営支援

- ・高齢者の介護保険事業計画における協議体（第2層協議体）での話し合いの充実を図り、地域の支え合い活動等の向上を図るため、生活支援コーディネーターやCSW（地域福祉コーディネーター）が連携しながら、地域福祉の推進に努めます。

⑤地域福祉推進委員会への活動支援

- ・地域福祉推進委員会の運営等への支援、各地域の委員会情報を集約し発信する等、地域福祉推進委員会の活動支援を行い、地域自らが地域課題を把握し、解決に向けて取り組んでいく地域福祉の仕組みづくりを進めます。
- ・地域福祉推進委員会の未設置の行政区に対し、委員会が担う役割に対する理解を求めながら、また「ミニデイデモ」を実施する等、設立に向けた支援を行います。

■ 目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28 年度時点 (2016 年度)	令和 4 年度目標 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)		
社会福祉法人との連絡会議の開催回数	0 回	年 4 回	0 回	年 2 回	事業実績	社会福祉協議会

※令和 5 年度の実績 0 回は平成 28 年度と同数である。令和 11 年度は年 2 回の開催を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28 年度時点 (2016 年度)	令和 4 年度目標 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)		
地域福祉推進委員会の圏域会議 (ワークショップ等)開催回数	0 回	年 2 回	0 回	年 2 回	事業実績	社会福祉協議会

※令和 5 年度の実績 0 回は平成 28 年度と同数である。令和 11 年度は中学校区ごとの圏域会議について前回計画と同様に年 2 回の開催を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28 年度時点 (2016 年度)	令和 4 年度目標 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)		
ミニデイサービスでの住民の声を聞く機会の開催回数(生活支援コーディネーターとも連携)	0 回	年 43 回	40 回	43 回	事業実績	社会福祉協議会

※令和 5 年度の実績 40 回は平成 28 年度より増加している。令和 11 年度は前回計画と同様に年 43 回の開催を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28 年度時点 (2016 年度)	令和 4 年度目標 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)		
自治会の情報交換会・事例報告会等の開催回数	0 回	年 2 回	2 回	年 4 回	事業実績	社会福祉協議会

※令和 5 年度の実績 2 回は計画の目標達成となる。令和 11 年度は年 4 回の開催を目指す。

(2) 自治会の活性化推進

■公助（市の取り組み）■

①自治会の活性化支援

【協働のまち推進課】

- ・自治会が地域住民の生活に密着した課題解決に役立つこと、防犯、防災等の観点からの支え合い等でも必要であることなどの自治会の取り組みを周知広報し、自治会の活性化の支援を行います。

②地域づくりへの支援

【協働のまち推進課】

- ・地域づくりに関して、自治会が企画提案した事業に対し、補助を今後も継続します。

③自治会情報を多様な媒体を活用して提供

【協働のまち推進課】

- ・自治会情報を市ホームページ等を活用して、わかりやすく提供します。

④地域活動の先進事例紹介等

【協働のまち推進課】

- ・地域活動の先進事例を紹介する等、地域づくり（自治会の活性化）に関する情報提供を行います。
- ・自治会長の視察研修等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①自治会の活性化への協力

- ・自治会の様々な活動に対して、C S W等による支援等を通して、自治会の活性化への協力をを行います。
- ・各地域で行われている「結マール活動（助け合い）」を他地域にも周知し、自分達の所でもやってみたいと思うきっかけづくりを行います。
- ・未指定自治会への説明会や地域ミニデイのデモを行い、取り組みを支援します。

②自治会活動内容の情報提供

- ・社協だより等を活用し、自治会活動内容等の情報提供を行い、活動等の周知広報を図ります。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28年度時点 (2016年度)	令和 4年度目標 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 11年度 (2029年度)		
自治会加入率	31.2%	40%以上	26.0%	28.6%	市総合計画	協働のまち推進課

※令和5年度の26.0%は平成28年度より減少している。令和11年度は、2.6ポイント増加の28.6%以上を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28年度時点 (2016年度)	令和 4年度目標 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 11年度 (2029年度)		
支援隊、支え合い団体の結成数	0か所	10か所	4か所	10か所	事業実績	社会福祉協議会

※令和5年度の実績4か所は平成28年度より増加している。令和11年度は前回計画と同様に10か所の結成を目指す。

3. 地域福祉の人材の育成、確保

《基本方針》

近年は福祉の担い手不足が課題となっていますが、住民のニーズは多様化し、きめ細やかな対応が求められています。保育サポーターや手話奉仕員等、福祉分野の養成や研修を行うことで、地域で活躍する人材の確保を図ります。

地域人材の確保のために、ボランティア意識の向上や子どもの頃からボランティアに参加する機会づくりを行うとともに、ボランティア研修や講座の開催、ボランティアを求めている人とボランティアできる人のマッチング等、活性化に努めます。

(1) 福祉を担う多様な担い手の育成

■公助（市の取り組み）■

①福祉人材の確保・養成

【障がい長寿課、子育て支援課、保育こども園課、こども応援課】

- ・福祉分野における様々な人材の養成や研修を行い、担い手の確保を進めます。
- ・市役所に配置する専門職のほか、保育士、保育サポーター、手話奉仕員、ゲートキーパー、認知症サポーター、母子保健推進員、放課後児童クラブの支援員や補助員等、地域で活躍する人材の養成等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①各種養成講座、研修会等の開催

- ・目的に応じたボランティア活動に対する情報提供や知識、技術を習得するための各種研修会や講座を開催します。
- ・養成講座後にボランティアにつながり、地域活動していくような働きかけ及び機会づくり等に努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)	
(再掲) 地域活動に参加する市民の割合（地域活動やボランティアに参加する市民の割合）	25.5%	50.0%	23.4%	50.0%	市民意識調査 問22

※令和5年度調査時の23.4%は平成28年度25.5%から2.1ポイント減少している。令和11年度は、前回計画同様に50%を目指す。

(2) ボランティア活動の活性化支援

■公助（市の取り組み）■

①ボランティア活動の推進・支援

【社会福祉課】

- ・ボランティア意識の向上やボランティアへの参加、各種ボランティア活動の取り組み強化を図るため、ボランティア活動の推進、支援を行います。

②学校ボランティアの充実

【生涯学習振興課】

- ・小中学校で趣味や特技を活かして活動する「学校ボランティア」における人材の確保を行い、地域の子は地域で育てていく取り組みの充実を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①ボランティア活動の情報提供

- ・各ボランティア団体の連絡会や社協だより等を通して、ボランティア情報の発信及びボランティアセンターの周知を図ります。

②ボランティア研修や講座開催等

- ・各種ボランティア研修や講座の開催等、ボランティア活動の活性化に努めます。

③ボランティアの登録・紹介・斡旋の向上

- ・目的に応じた多様なボランティア活動を推進していくため、ボランティアセンターにおけるボランティア登録や紹介、斡旋を向上させる等、機能拡充に取り組みます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28 年度時点 (2016 年度)	令和 4 年度目標 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)		
ボランティア団体登録数 (福祉関連)	12 団体	18 団体	9 団体	18 団体	事業実績	社会福祉協議会

※令和 5 年度の実績 9 団体は平成 28 年度より減少している。令和 11 年度は前回計画と同様に 18 団体を目指す。

基本目標 2 地域に根ざした支え合いの仕組みづくり

1. 地域支え合いの体制づくり

《基本方針》

近年は隣近所に住む人の顔を知らないという人も増え、アパート世帯を中心に自治会の加入率も減少しています。人とのつながりが希薄化し、社会的孤立も地域の課題となってきました。孤立を防ぐため、市内企業の協力による「地域見守り隊」の拡充のほか、地域住民(団体)での見守り活動を推進し、一人暮らし高齢者だけではなく、若い世代の引きこもり防止、さらに子どもや障がい者、認知症高齢者等、様々な対象を包括的に見守る体制づくりに努めます。

子ども、障がい者、高齢者等、様々な対象の居場所の確保が必要となっており、分野ごとの取り組みの中で対応しています。自治会公民館等、身近な地域での居場所の確保に向けて取り組みます。

地域においては様々な地域課題があり、住民だけでは解決が難しいものがあります。地域福祉コーディネーターが関わりながら、行政や社協等の関係機関を結び、住民とともに課題解決策を図る「コミュニティソーシャルワーク」機能の強化を進めます。

(1) 地域見守りネットワークの充実

■公助（市の取り組み）■

① 豊見城市地域見守り隊の拡充

【社会福祉課】

- ・市内事業所の日常の住民宅訪問業務と連携した「豊見城市地域見守り隊」の活動を今後も継続します。
- ・「豊見城市地域見守り隊」の趣旨について周知を強化し、活動に参加する事業所の増加を促進し、一人暮らし高齢者等の見守りの充実を図ります。

② 高齢者みまもりネットワーク事業

【障がい長寿課】

- ・令和元年度よりコロナ禍にて中断していた「高齢者みまもりネットワーク事業」について、民生委員・児童委員連合会と協議しつつ再開を検討します。

③ 個人情報に配慮した情報提供の実施

【社会福祉課、障がい長寿課】

- ・個人情報に配慮した情報提供を行うとともに、個人情報の提供に関しては、他市の状況等を調査研究し、検討していきます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①豊見城市地域見守り隊と連携した見守り体制の充実

- ・市内企業の協力による「豊見城市地域見守り隊」の活動と連携し、地域の見守り体制の充実に努めます。

②見守り台帳の整備への協力

- ・民生委員・児童委員との連携による高齢者の見守り台帳整備に協力し、見守りが必要な方の登録者を進めていきます。

③子どもから高齢者までの見守り活動の推進

- ・日頃から交流機会を確保し、子どもから高齢者まで顔の見える関係づくりによる見守り活動を推進します。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28年度時点 (2016年度)	令和 4年度目標 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 11年度 (2029年度)		
「豊見城市地域見守り隊」提携数	4団体	7団体	9団体	14団体	事業実績	社会福祉協議会

※令和5年度の実績9団体は平成28年度の4団体から5団体増加している。令和11年度は5団体増加の14団体を目指す。



(2) 気軽な居場所の確保

■公助（市の取り組み）■

①居場所づくりの場としての自治会公民館活用推進

【協働のまち推進課】

- ・地域で最も身近な場所にある自治会公民館を活用し、子どもから高齢者まで、気軽に集える場として開放されるように促していきます。

②地域における居場所づくりの推進

【障がい長寿課】

- ・交流の場や生きがいの場づくりを進め、人と人のつながりが図られるように推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①居場所の新たな設置について検討

- ・現在、市社協が実施している福祉のネットワークづくり推進事業による居場所づくりの取り組みのほか、新たな居場所の設置について未設置地域等を中心に検討を行います。

②「居場所」におけるボランティアの確保等

- ・市社協が実施している福祉のネットワークづくり推進事業による居場所づくりの取り組みにおいて、ボランティア等人材の確保に努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28年度時点 (2016年度)	令和 4年度目標 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 11年度 (2029年度)		
ミニデイサービス実施か所	39か所	45か所	40か所	45か所	事業実績	社会福祉協議会

※令和5年度の実績40か所は平成28年度の39か所から1か所増加している。令和11年度は前回計画と同様に45か所を目指す。

(3) コミュニティソーシャルワーク機能の充実

■公助（市の取り組み）■

①コミュニティソーシャルワーク活動の推進

【社会福祉課、障がい長寿課】

- ・現在、社協で実施しているコミュニティソーシャルワーク活動の強化を行い、地域福祉推進委員会や自治会の活性化を図ります。
- ・コミュニティソーシャルワーク活動の推進により、全世代・全対象を視野にした包括的な支援の展開へとつながるように、多分野の連携充実を図ります。

②コミュニティソーシャルワーカーの配置に関わる支援

【社会福祉課】

- ・市内各小学校区へのコミュニティソーシャルワーカーの配置を推進するとともに、その支援を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①コミュニティソーシャルワーカーの資質向上

- ・各種連絡会、研修会への参加等により、コミュニティソーシャルワーカーの資質向上を図ります。
- ・コミュニティソーシャルワーク機能を高めるための講習会、勉強会を実施し、活動の資質の向上を図ります。
- ・今後想定される「我が事・丸ごと」の理念に基づいた地域支え合いや包括的な支援体制づくりを意識し、多分野との連携強化に努めます。

②住民、関係機関の協働によるネットワーク

- ・地域福祉推進委員会を中心とした、住民、関係機関等の協働によるネットワークを強化し、多くの人や関係者・関係機関が関わる支え合いの地域づくりを進めます。

③アウトリーチを徹底した事業展開と支援ネットワークづくり

- ・地域の関係機関と連携し、アウトリーチによる個別相談の支援に対応し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開に取り組みます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28年度時点 (2016年度)	令和 4年度目標 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 11年度 (2029年度)		
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	3人	8人	3人	8人	事業実績	社会福祉課 社会福祉協議会

※令和5年度の実績3人は平成28年度と同等である。令和11年度は市内各小学校区への配置として8人を目指す。

2. 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり

《基本方針》

地域活動を行う上では活動拠点が必要であり、各種交流機会の確保、地域行事の実施、気軽な居場所等、「地域のつながり」の場となります。身近な地域における活動拠点の確保を図ります。

また、地域活動を行う関係団体が情報共有及び連携することにより、効率的・効果的に地域福祉を展開することが可能となります。このため、地域福祉の関係機関や関係団体の連絡会を設ける等、つながりの機会づくりに努めます。

市の民生委員・児童委員は地域の相談役であり、住民と行政や関係機関のつなぎ役ともなっている重要な役割を担っています。今後の地域福祉の推進の上で非常に重要な人材であるため、定数の確保や活動の支援等を図ります。

(1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備

■公助（市の取り組み）■

①既存施設の利活用による拠点の確保

【こども応援課】

- ・児童館を中心として、多世代利用型等、交流の場や多様な活動の場として展開していくように図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①既存公共施設の有効利用の推進

- ・市社会福祉センターやコミュニティセンター、児童館等を活用した子どもの活動拠点づくりを今後も継続するほか、地域の自治会公民館でのミニデイサービスを実施する等、有効利用を推進します。

②福祉活動拠点の情報発信

- ・市内の施設等で提供している市民が活用できる福祉活動拠点の情報を収集・発信に努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)	
市民が利用しやすい公共施設の立地について「良い方だと思う」市民の割合	13.1%	50.0%	17.9%	50.0%	市民意識調査問12-8

※令和5年度調査時の17.9%は、平成28年度13.1%から4.8ポイント増加している。令和11年度は、前回計画同様に50%を目指す。

(2) 福祉関係団体や機関等の連携

■公助（市の取り組み）■

①地域福祉連絡会の設置

【社会福祉課】

- ・市内の福祉に関わる関係機関や団体等の情報共有を行う連絡会の設置の検討を行う。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①地域福祉推進委員会と関係福祉団体・機関との連携充実

- ・地域福祉推進委員会に参加している福祉関係団体や機関等との連携充実を図ります。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28 年度時点 (2016 年度)	令和 4 年度目標 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)		
地域福祉推進委員会の設置数	40 か所	48 か所	42 か所	48 か所	事業実績	社会福祉協議会

※令和 5 年度の実績 42 か所は平成 28 年度の 40 か所から 2 か所増加している。令和 11 年度は前回計画と同様に 48 か所を目指す。



(3) 民生委員・児童委員活動の充実

■公助（市の取り組み）■

① 民生委員・児童委員の定数確保

【社会福祉課】

- ・地域住民の身近な相談役やつなぎ役である民生委員・児童委員について、定数の確保に努めます。

② 民生委員・児童委員の活動内容の周知広報

【社会福祉課】

- ・民生委員・児童委員活動のパンフレット配布、「民生委員・児童委員の日」の普及啓発等、民生委員・児童委員の活動内容を住民に周知する広報啓発活動を推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

① 定数確保に向けた民生委員・児童委員連合会との調整

- ・民生委員・児童委員の定数確保のため、自治会長との情報交換やコミュニティソーシャルワーカーによる欠員地区自治会長へのアプローチ及び民生委員・児童委員連合会との調整を行います。

② 民生委員・児童委員の活動内容の周知広報

- ・民生委員・児童委員の活動内容周知を図るため、行政の協力を得て民生委員・児童委員の役割・職務内容等を広報紙へ掲載していきます。

③ 民生委員・児童委員の資質向上

- ・民生委員・児童委員の資質向上を促すため、各種研修会、講演会等を開催します。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点(2016年度)	令和4年度目標(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和11年度(2029年度)	
民生委員・児童委員の認知度	67.5%	70.0%	58.2%	70%	市民意識調査 問32

※令和5年度調査時の58.2%は、平成28年度67.5%から9.3ポイント減少している。令和11年度は、前回計画同様に70%を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成28年度時点(2016年度)	令和4年度目標(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和11年度(2029年度)		
民生委員・児童委員の定数確保	68人	89人	66人	89人	事業実績	社会福祉課

※令和5年度の実績66人は平成28年度の68人から2人減少している。令和11年度は、定数89人（必要定員数全員）を目指す。

基本目標 3 複雑化・複合化した課題に応える支援体制づくり

1. 包括的に支援を行う体制整備の推進

《基本方針》

困難を抱える世帯では、困りごとが複雑化・複合化しているケースが見られ、支援も一つの部署だけではなく、関係する部署が横断的に関わり、寄り添いながら支援する必要もあります。家庭のいくつもの困りごとを丸ごと支援してくため、包括的相談支援体制を構築し、窓口だけではなくアウトリーチ型の相談も充実していくように推進します。

福祉サービスや法制度に基づく支援等については、児童、高齢者、障がい者等の分野ごとのサービスを提供しています。福祉サービス等においては、資質向上を図り、安心してサービスを受けられるように図ります。

福祉に関する情報提供や相談については、既存の情報提供方法のほか、関係機関や団体とも連携し、様々な主体で情報入手や相談ができるように図ります。

(1) 包括的相談支援体制の整備

■公助（市の取り組み）■

①市における相談体制の充実 【障がい長寿課、保育こども園課、子育て支援課、こども応援課】

- ・福祉関連窓口における相談について、気軽な福祉相談から専門的な相談まで受け、的確に対応できるように、相談しやすい環境づくりと職員の資質向上を図ります。

②福祉サービス事業所等における相談の資質向上 【障がい長寿課、社会福祉課】

- ・高齢者分野では地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障がい者分野では相談支援事業所や基幹相談支援センター、児童分野では地域子育て支援センターや各教育・保育施設、生活困窮についてはパーソナルサポートセンター等、各福祉分野で相談の場となっている事業所等における相談の資質向上を図ります。

③包括的相談支援体制の構築 【社会福祉課】

- ・包括的な支援体制を推進するにあたり、支援の入口となる「包括的相談支援」の体制構築を目指します。
- ・市の各相談窓口で対応する職員に対し、包括的相談支援の理解・意識啓発を行い、住民に寄り添いながら相談を受け、たらい回しをしない「断らない相談」の実現に取り組みます。
- ・社会福祉協議会の相談やコミュニティソーシャルワーカーのアウトリーチによる相談支援及び民生委員・児童委員や自治会とも連携し、相談から伴走型支援へと確実に繋ぐ体制を構築します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会と連携した地域相談支援の充実

- ・ 民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会等と連携し、地域の福祉活動につなげる相談支援の仕組みを作ります。

②コミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実

- ・ 公民館等を活用した身近な地域の相談窓口の整備やコミュニティソーシャルワーカーを中心とした相談支援体制の充実に努めます。

③関係機関の相談担当者の連携、情報交換のネットワークの強化

- ・ 多様な関係機関の相談担当者の連携や情報交換が行えるネットワークの強化を図ります。



(2) 福祉情報提供体制の充実

■公助（市の取り組み）■

①福祉サービス等の情報提供の充実 【障がい長寿課、保育こども園、子育て支援課、こども応援課、社会福祉課】

- ・市広報紙や市ホームページ、SNSによる情報提供を継続して実施するほか、多様な情報媒体を活用した情報提供の充実に努めます。

②情報のバリアフリー化の推進

【障がい長寿課】

- ・手話通訳や要約筆記、声の広報等、提供する福祉情報については「情報バリアフリー化」に向けた取り組みを推進します。
- ・情報バリアフリーを広げるため、手話通訳や要約筆記等、意思疎通支援に係る養成講座を実施します。

③関係機関等への情報発信、情報共有の充実 【障がい長寿課、保育こども園課、子育て支援課、こども応援課、社会福祉課】

- ・福祉サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図ることで、包括的な対応に寄与します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①市社協による福祉情報提供の充実

- ・社協ホームページや社協だより、社協のしおりを活用した福祉情報の提供を行います。

②コミュニケーション支援のための人材養成、確保

- ・意思の疎通が困難な住民の情報バリアフリーを図るため、音訳ボランティアの養成等、コミュニケーション支援の充実に係る人材の養成と確保に努めます。

③各種団体との情報共有、情報交換の充実

- ・各種団体との情報交換会や連絡会に参加する等、関係機関と連携し、情報収集、共有化を図るためのネットワークを形成します。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)	
利用しやすい相談、情報提供体制が整ったと思う市民の割合（「普通だと思う」「良い方だと思う」の合計割合）	50.3%	60.0%	54.2%	60.0%	市民意識調査 問12-7

※令和5年度調査時の54.2%は平成28年度50.3%から3.9ポイント上昇している。令和11年度は、前回計画同様に60%を目指す。

(3) 福祉サービスの質の向上

■公助（市の取り組み）■

①福祉サービスの資質向上に係る取り組みの充実 【障がい長寿課、保育こども園課、子育て支援課、こども応援課】

- ・住民が必要なときに安心して福祉サービスを利用できるように、サービス従事者の資質向上に係る取り組みを充実します。
- ・市職員が直接実施する事業については職員研修等による資質向上に努めるとともに、委託事業やサービス提供事業所等（介護サービス、障害福祉サービス、保育園等）によるものは、質の低下を招かないように、必要に応じて指導・監査を行っていきます。

②地域ニーズに対応した福祉サービスの提供 【障がい長寿課、保育こども園課、子育て支援課、こども応援課】

- ・福祉サービスの提供においては、地域のニーズを十分に把握した上で、ニーズに対応するサービス提供を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①市社協が実施する福祉サービスの資質向上

- ・市社協が実施する福祉サービスの資質向上を図るため、各種研修会や学習会への参加やサービス利用者の声の把握及び早期改善に努めます。

②地域の実情を踏まえた新規サービス・事業展開の推進

- ・様々な方法により地域住民のニーズ把握を行い、必要に応じて新しい福祉サービスや事業展開を検討するように努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)	
介護等の日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか知っている市民の割合	47.3%	60.0%	44.9%	60%	市民意識調査 問26

※令和5年度調査時の44.9%は平成28年度47.3%から2.4ポイント減少している。令和11年度は、前回計画同様に60%を目指す

2. 誰一人取り残さない支援体制の推進

《基本方針》

地域には、困難を抱えているため、支援を必要としている人がいます。その人らしい生活を送るために本人の意思を尊重しながら、福祉サービスの利用や生活環境の改善等を通じて、自立した生活を送れるよう、成年後見制度の利用促進、生活困窮世帯への支援、自殺予防、再犯防止等に取り組めます。

また、虐待は、人として尊厳を持って生きていく権利を脅かす行為です。虐待事案への直接的な対応の他、虐待や権利侵害を防止するため、地域全体の権利擁護意識の向上を促す取り組みにも注力します。

(1) 権利擁護支援の充実（豊見城市成年後見制度利用促進基本計画）

■公助（市の取り組み）■

①成年後見制度等の周知と利用支援の充実

【障がい長寿課】

- ・権利擁護の周知広報のため、市ホームページや市広報紙、パンフレットの配布等を実施していきます。
- ・成年後見制度についての正しい知識の普及により、制度を必要としている方が適切に制度を利用できるよう住民への周知を図るほか、介護・障害福祉サービス事業所等の関係機関へ制度や窓口の周知を図る研修会等を開催します。

②中核機関及び協議会の整備

【障がい長寿課】

- ・国の定めた第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間中（令和4年度から8年度）に中核機関を設置できるよう、その準備として有識者等を含めた成年後見制度利用促進協議会（仮）を設置し協議を進めます。

③地域連携ネットワーク機能の整備

【障がい長寿課】

- ・中核機関が地域連携ネットワークをコーディネートし、「広報」「相談」「制度利用促進」「後見人支援」といった成年後見制度利用促進のための4つの基本的な機能を発揮できるよう、体制整備に努めます。

④権利擁護支援チームの整備

【障がい長寿課】

- ・中核機関にて、本人を取り巻く関係者（家族、地縁組織、福祉・医療・法律専門職等）にて構成される権利擁護支援チームの形成支援・自立支援を担い、体制整備に努めます。

⑤成年後見制度の利用支援

【障がい長寿課】

- ・成年後見制度の利用が必要であるが申立人がいない場合において、家庭裁判所へ市長による審判請求を行う他、申し立てに要する費用や後見人等の報酬費の負担が困難な場合において助成を行う等、成年後見制度の利用促進を図ります。

⑥持続可能な権利擁護支援の検討

【障がい長寿課】

- ・弁護士や司法書士等の資格をもたない、親族以外の市民後見人の養成を検討するほか、本市社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業及び法人後見事業について、事業運営へのフォロー体制の構築、連携強化に努めます。また、成年後見制度の利用まで時間を要するケース、または本人の判断能力の度合いからその利用に至らないケース等への支援のあり方についても検討を進めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①当事者ニーズに応じた支援

- ・小地域ネットワーク活動やコミュニティソーシャルワーカーとの連携、アウトリーチ機能を強化し、当事者ニーズに応じた支援を行います。

②日常生活自立支援事業の充実

- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用に関する援助等を今後も推進します。
- ・権利擁護センターの生活支援員のなり手が不足しており、今後の人材確保を推進していきます。

③法人後見事業の充実

- ・法人後見事業を継続し、判断能力が不十分なために意思決定が困難な人の支援や見守りを行います。

④権利擁護の周知・啓発

- ・地域の集まりの場を活用し、権利擁護事業について周知・啓発を推進します。

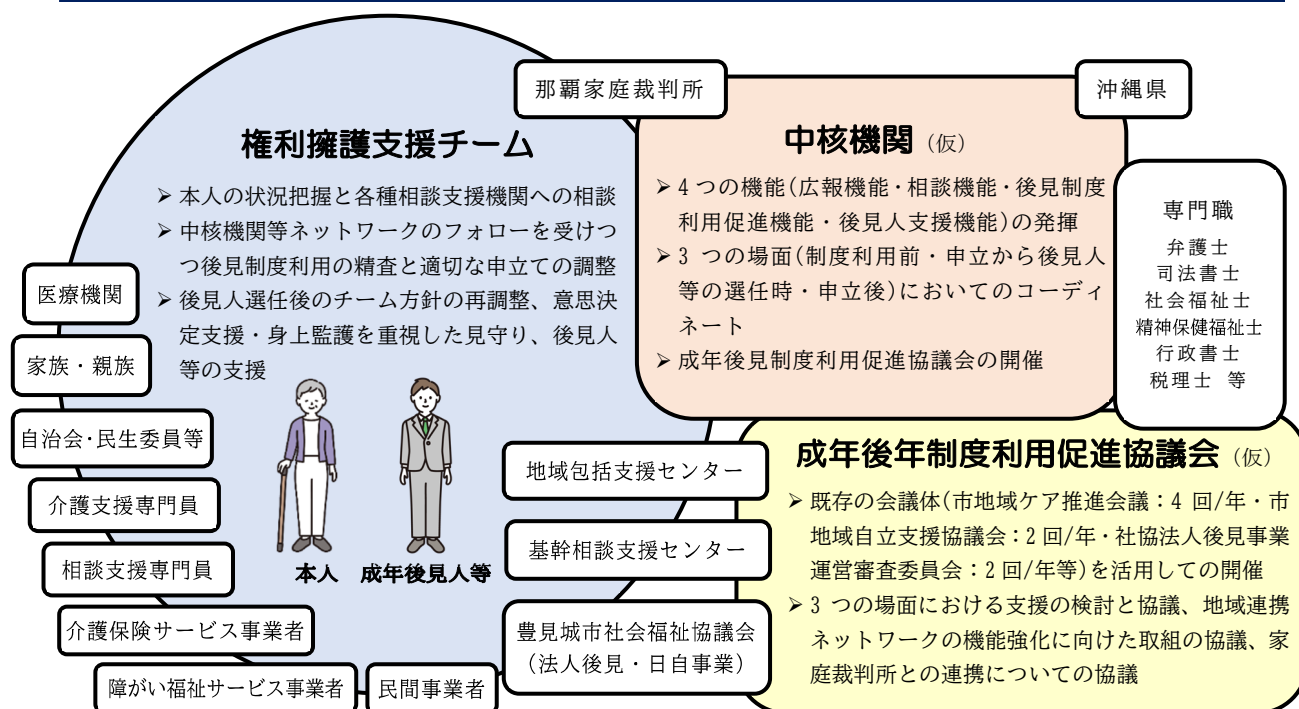
■目標指標と目標値

指標	今回計画より新設	現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	令和2年度時点 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)		
成年後見制度利用促進協議会 (仮)の開催	-	未開催	年1回 開催	事業実績	障がい長寿課 社会福祉協議会

※既存の協議体を活用する等し、成年後見制度の利用促進を図るため個別事案の「支援」について、また地域連携ネットワークの構築及び機能強化を図るための「取り組み」等について協議します。

豊見城市の権利擁護支援地域連携ネットワーク（イメージ図）

3つの視点（①共通理解の促進 ②多様な主体の参画と活躍 ③機能強化のための仕組みづくり）による自発的な協力体制の構築



(2) 生活困窮世帯への自立支援策の推進

■公助（市の取り組み）■

①生活困窮世帯自立支援のための事業の推進

【社会福祉課】

- ・生活困窮者自立支援法に基づきながら、生活困窮世帯への相談や就労支援、生活支援等の事業を推進します。
- ・生活困窮者の自立支援のための「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」における相談や制度利用、関係機関とのつなぎ等を行います。

②子どもの貧困に関する支援対策の推進

【子育て支援課】

- ・子どもの貧困に係る支援として、支援員の配置や居場所づくり及び生活習慣の改善や学習支援等を行います。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①生活困窮世帯自立支援のための事業の推進

- ・生活困窮者自立支援法に基づきながら、生活困窮世帯への相談や就労支援、生活支援等の事業を推進します。
- ・生活困窮者の自立支援のための「就職・生活支援パーソナルサポートセンター」における相談や制度利用、関係機関とのつなぎ等を行います。

②子どもの貧困に関する支援対策の推進

- ・現状把握や関係機関との情報共有及びつなぎ・調整等を行います。
- ・子どもの心のより所となる居場所づくりを行うとともに、生活習慣の改善や学習支援等を行います。
- ・県拠点型居場所との連携を行うとともに、各種研修会等への参加による支援者の資質向上を図ります。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)		
子どもの居場所設置数（子どもの貧困事業）	5か所	6か所	4か所(市) 2か所(社協)	7か所	事業実績	子育て支援課 社会福祉協議会

※令和5年度の実績6か所は平成28年度から1か所増加している。令和11年度は1か所増加の7か所を目指す。

(3) 自殺対策の推進（豊見城市自殺対策計画）

■公助（市の取り組み）■

【基本施策】

※「基本施策」とは、基本施策とは、様々な要因（医療、保健、福祉、教育、労働等）により、自殺に至らぬよう、あらゆる地域の住民がそれらの取り組みを通じた支援を受けられるように自殺対策基本法の趣旨を踏まえて、全国的に実施されることが望まれる施策です。

（参考：厚生労働省 「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き 令和5年6月 より）

①地域におけるネットワークの強化

【障がい長寿課】

- ・自殺対策を推進するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の様々な関係機関のネットワークづくりを推進します。

②自殺対策を支える人材の育成

【障がい長寿課】

- ・自殺対策や心の健康に関する正しい情報を理解し、家族や仲間の悩みに気づき、適切な対応をとることのできる「ゲートキーパー」の育成を行います。

③市民への普及啓発

【障がい長寿課】

- ・市民一人ひとりが心の健康等に関して正しく理解し、自殺を考えている人のＳＯＳサインに気づき、適切に対処できるよう、自殺予防に関する知識や情報の普及啓発を推進します。

④相談支援の充実

【障がい長寿課】

- ・問題や悩みを抱える人が相談できるように相談・支援体制の構築を推進します。

⑤児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

【学校教育課】

- ・市内小中学校の児童生徒に対して、教育相談や学習支援を継続的に実施します。また、魅力ある学校づくりを目指し支持的風土の醸成に努めます。

【重点施策】

※「重点施策」とは、地域の自殺の実態や実情等を踏まえ、「優先的な課題」に対する施策になっており、基本施策に付加した施策です。豊見城市の地域実態によると「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」「子ども・若者」に関わる自殺に対する取り組みが課題となっています。各課、関係機関の取り組みを強化する必要があります。

（参考：厚生労働省 「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き 令和5年6月 より）

⑥高齢者の自殺予防

【障がい長寿課】

- ・高齢者の閉じこもりやうつ状態及び孤立・孤独を防ぎ、安心して生活できるよう関係機関と連携し、見守り、健康不安の軽減、孤立解消ができる体制を推進します。

⑦生活困窮者の自殺予防

【障がい長寿課】

- ・自殺に関する相談窓口等で把握した生活困窮者を支援する窓口適切につなげるよう努めます。

⑧心の健康を保つ生活の推進

【障がい長寿課】

- ・身体的な健康やストレスと上手に付き合うことが、心の健康を保つことに重要であるため、それらへの対応の重要性について、関係機関、市民への普及啓発に努めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①自殺予防対策の推進

- ・自殺予防に関する啓発を行うほか、相談窓口の周知を行います。

②相談窓口の充実

- ・誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

③孤立を防ぐ為の見守り活動の強化

- ・民生委員・児童委員や関係機関と連携し、孤立を防ぐ為の地域活動の周知及び見守り活動に努めます。

■目標指標と目標値

指標	今回計画より新設	現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	令和2年度時点 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)		
自殺死亡率（10万対）※	-	13.16%	9.21%	地域自殺実態 プロフィール	障がい長寿課

※国の自殺総合対策大綱では令和8年度までに平成27年度の自殺死亡率から30%以上減少させると数値目標を掲げている。本市の自殺死亡率は変動があることから、令和元年～令和5年の5年間平均値を求め、自殺率13.16%を基準に30%減少させることを目指す。

(4) 再犯防止対策の推進（豊見城市再犯防止推進計画）

■公助（市の取り組み）■

①関係機関・団体と連携した立ち直り支援の実施

【協働のまち推進課】

- ・保護司会や更生保護女性会等と協力し、「社会を明るくする運動」を実施することで、犯罪や非行を防止し、立ち直り支援を行います。
- ・保護司との協力の下、立ち直りのため、地域生活での生活状況や困りごと等を定期的に聞き取るなど、寄り添っていくことにより、再犯に繋がらないよう支援します。

②相談窓口の周知・紹介

【協働のまち推進課】

- ・再犯を防止し、その立ち直りを支えるため、本人の状況や生活環境に応じた福祉等の適切な支援に繋ぐための相談窓口について周知や紹介を行います。
- ・弁護士、司法書士等の無料法律相談窓口を設置します。

③保護司会や更生保護女性会等への支援

【協働のまち推進課】

- ・保護司会や更生保護女性会に対し、市の行政サービスの情報提供や面談の場の確保に努めるとともに、市民に対し活動の周知を図ります。

④地域での再犯防止環境づくり

【協働のまち推進課】

- ・犯罪の予防や抑止効果を図るため、自治会による防犯灯設置や行政による通学路への防犯灯設置及び学校周辺の防犯カメラの設置を行います。
- ・更生保護女性会の活動として、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動として万引き防止パトロールを行うとともに、青少年の健全な育成を助けるための読み聞かせ活動、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とした施設の慰問を行います。

⑤地域の理解・啓発

【協働のまち推進課】

- ・犯罪や非行をした人が地域社会で安定した生活を送るため、地域社会で暮らす人々が再犯防止の取り組みを知り理解していけるよう、関係機関との連携のもと理解啓発を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①関係機関・団体と連携した活動支援

- ・地域生活定着センターや関係団体と連携しながら対象者への支援活動に努めます。

②再犯防止に関する理解と広報活動

- ・市と連携し理解と広報啓発に協力します。

(5) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり

■公助（市の取り組み）■

①虐待防止ネットワークの強化

【障がい長寿課、子育て支援課】

- ・高齢者、障がい者、児童の各分野に設置されている虐待防止のネットワーク（高齢者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会）の強化を図ります。

②虐待やDV等の防止及び早期対応策の充実

【障がい長寿課、子育て支援課、健康推進課、保育こども園課、こども応援課】

- ・虐待防止やDV防止に関する広報やパンフレットを活用した周知啓発を図ります。
- ・福祉関係課や健康推進課が実施している事業におけるDVやネグレクトが疑われる場合は、情報共有により虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。

③虐待被害者への支援対策の充実

【障がい長寿課、子育て支援課】

- ・県や関係機関と連携しながら、虐待被害者への支援策充実に取り組みます。

④「地域共生社会」についての啓発、広報の推進

【障がい長寿課】

- ・障がい者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮等の啓発広報を進めるほか、すべての人が地域において、支え合いながら共に生きる社会の実現に向け、啓発広報等を行います。

⑤ジェンダーにとらわれない視点に立った情報提供

【協働のまち推進課】

- ・意識啓発の充実を図るため、広報紙やSNS等を積極的に活用した情報発信に努めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①虐待やDV等の早期発見、防止の啓発活動

- ・虐待の早期発見や虐待防止に関するチラシ配布等、虐待やDVの早期発見・防止を啓発します。

②虐待やDV等の早期発見、防止のための地域との連携充実

- ・地域の見守り活動と連携し、虐待の早期発見や防止の啓発活動を推進します。
- ・市の要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止ネットワーク会議等に参加し、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応に努めます。

③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進

- ・障がい者や認知症に対する理解、障害者差別解消法、合理的配慮等の啓発広報を進めるほか、すべての人が地域において、支え合いながら共に生きる社会の実現に向け、啓発広報等を行います。

■目標指標と目標値

指標	今回計画より新設	現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成29年度時点 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2028年度)		
広報紙やメディアを活用した意識啓発	15件	13件	20件	男女共同参画プラン	協働のまち推進課

※令和11年度は豊見城市男女共同参画プラン(令和10年度)の目標値である20件を目指す。

基本目標 4 健康で安心して暮らせるまちづくり

1. 健康づくりへの取り組み

《基本方針》

心身共に健康であることはみんなの願いであり、市では健診や保健指導及び健康づくりの情報発信、ミニデイサービス等の健康づくりの機会提供を行い、健康増進に寄与しています。今後も、健康づくりの取り組みを掲げた「健康とみぐすく 21」に基づくとともに、ミニデイサービス等の生きがいつくりの場を活用した健康づくりを推進します。

(1) 健康づくりに対する理解の促進

■公助（市の取り組み）■

①健康づくりについての情報発信、活動促進

【健康推進課、子育て支援課】

- ・住民の健康の保持増進のために、情報誌、市LINE、ポスターをはじめ、効果的手法について検討・実施し、住民への情報提供を行います。
- ・市民が興味を持てる健康情報資料のデジタル化を行い、情報発信していきます。
- ・健康パネル展では期間中の展示内容を市LINEや市ホームページ等で発信するなど来場者以外にも情報を伝える等、工夫に努めます。

②健康とみぐすく 21 に基づいた住民の健康づくり支援

【健康推進課、子育て支援課】

- ・住民の心と体の健康づくりの取り組みを掲げた「健康とみぐすく21」に基づき、住民の健康づくりの支援を行います。
- ・指標の達成状況や取り組み状況等、計画の進捗状況を把握し、市の健康課題への対応策を検討し、取り組みに反映していきます。

③各種健診や保健指導等の受診率向上

【健康推進課、子育て支援課】

- ・若い世代が利用しやすい健診環境の整備、はがきや市ホームページや市LINE等を利用した受診勧奨、インセンティブ事業の周知を行い、若い世代からの特定健診受診率、特定保健指導実施率向上を図り、生活習慣病予防に取り組みます。
- ・乳幼児健診及び保健指導の受診率向上のために、WEB予約や個別健診を継続して実施します。

④介護予防やミニデイサービス等による健康づくりの推進

【障がい長寿課】

- ・介護保険における介護予防の取り組み、生きがいつくりの場でもある地域ミニデイサービス等による高齢者の健康づくりを推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①健康づくりに対する啓発活動推進

- ・地域に出向く様々な機会において、健康づくりに対する啓発活動を推進します。
- ・社会福祉センターリハビリ室での運動指導等の相談活動について、周知を図ります。

②ミニデイサービス等における健康づくりの充実（活動、健康分野と連携等）

- ・地域ミニデイサービスの場における健康づくりの機会を設け、高齢者の健康づくりの充実を図ります。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28年度時点 (2016年度)	令和 4年度目標 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 11年度 (2029年度)		
特定健診の受診率	37.7%	60.0%	32.8%	60.0%以上	第3期保健 事業実施計 画	健康推進課

※令和5年度の実績32.8%は平成28年度の37.7%から4.9ポイント減少している。令和11年度は前回計画と同様に国の目標値である60.0%以上を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28年度時点 (2016年度)	令和 4年度目標 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 11年度 (2029年度)		
1回30分以上の運動を週2日以上行っている	—	—	34.6%	45%	健康とみぐ すく21	健康推進課

※肥満等の健康課題を改善し、健康づくりを推進する中で、運動習慣が重要である。令和5年度の現状値34.6%から、令和11年度は45%を目指す。

(2) 健康づくりの場の整備

■公助（市の取り組み）■

①健康づくりの場の提供

【健康推進課、生涯学習振興課、障がい長寿課】

- ・生活習慣病予防教室等の健康づくりやスポーツ教室の場を提供し、住民の健康保持・増進に寄与していきます。
- ・介護予防の教室や地域ミニデイサービスの実施等、高齢者の健康づくりの機会の提供を図ります。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①社会福祉センターリハビリ室を活用した健康増進の場の提供

- ・社会福祉センターのリハビリ室を活用した健康増進の活動の場を提供します。

②ミニデイサービス等における健康づくりの機会提供

- ・ミニデイサービス等、市社協が実施する事業において、健康づくりや健康講話の機会を設け、提供していくように努めます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)		
市民の健康づくりの場 (ミニデイ実施箇所、各健康教室等)	39(社協) 5(学振)	48 箇所	93 箇所	97 箇所	事業実績	社会福祉協議会 健康推進課 生涯学習振興課 障がい長寿課
令和5年度実績の内訳 ・社会福祉協議会：ミニデイサービス(40 箇所) ・健康推進課：生活習慣病予防教室(1 箇所)、操体法教室(1 箇所) ・生涯学習振興課：ボウリング教室等(14 箇所) ・障がい長寿課：骨コツ貯筋運動教室事業(29 箇所)、脳がんじゅう教室(1 箇所)、マシントレーニング事業(1 箇所)、初心者向け料理教室(1 箇所)、介護予防団体活動支援事業助成金(5 箇所)						

※令和5年度の実績93 箇所は平成28年度の44 箇所から増加している。令和11年度は各担当課1 箇所ずつ増加と見込み、97 箇所を目指す。(計画前半と後半で各1 箇所ずつ整備を目指す)

2. 安全・安心のまちづくり

《基本方針》

安心して地域生活を送る上では、地域環境が安全であることも重要です。住みよい生活環境、移動支援・交通安全対策、バリアフリー等を推進し、利便性が高く暮らしやすい地域づくりに努めます。

防犯についても情報共有や地域の見回り等といった地域のつながりが必要ということを啓発するなど、安全・安心なまちづくりを図ります。

また、災害の面では、避難行動要支援者への避難支援についても取り組みを推進します。

(1) 住みよい生活環境づくりの推進

■公助（市の取り組み）■

①地域生活に係る環境衛生や住環境保全対策の充実

【環境課、道路課、公園緑地課】

- ・地域生活に係る環境衛生や住環境保全対策の一層の充実を図ります。（環境美化、道路清掃、ごみ収集等）

②公共施設や生活環境等のバリアフリー化

【公園緑地課、道路課】

- ・公共施設、公園や水辺空間、道路環境等のバリアフリー化を推進します。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①地域の美化運動等への協力

- ・関係機関と連携し、地域の美化運動等に協力するとともに、取り組みが参加者同士の交流機会としても有効となるように寄与します。

②生活に係る環境衛生やリサイクル活動への協力、情報発信

- ・生活に係る環境衛生やリサイクル活動に協力及び住民への参加の呼びかけを行うとともに、活動を円滑に行うための情報発信を行います。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)	
豊見城市が「住みよい」と思う市民の割合 (住みよいと感じる市民の割合)	54.6%	65.0%	60.6%	65.0%	市民意識調査 問11

※令和5年度調査時の60.6%は平成28年度54.6%から6ポイント増加している。令和11年度は、前回計画同様に65%を目指す。

(2) 移動支援、交通安全対策の充実

■公助（市の取り組み）■

①移動手段や移動支援の充実

【障がい長寿課、都市計画課】

- ・在宅で要介護認定を受けている人の医療機関等への送迎による移動支援を今後も継続します。
- ・移動手段を持たない高齢者等の買い物や通院のための移動支援を継続します。

②交通安全運動等の活動充実

【協働のまち推進課、道路課】

- ・年4回の交通安全運動や交通安全に関する標識の設置、シルバーゾーン及びスクールゾーンの新規設置や補修等、交通安全に係る取り組みを進めます。

③交通安全に関わる施設の整備充実

【道路課】

- ・横断防止柵、転落防止柵、ガードレール、道路反射鏡の設置等、交通安全に関わる施設の整備に努めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①交通安全活動への協力の充実

- ・春・秋の全国交通安全運動や、朝の交通安全指導等、交通安全活動への協力を行います。

②買い物支援の方策の推進

- ・買い物支援の取り組みについて、ニーズに基づいた事業展開を推進します。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる調査票の設問
	平成28年度時点 (2016年度)	令和4年度目標 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和11年度 (2029年度)	
60代以上の市民が通勤や買い物の利便性が「良い方だ」と思う割合	33.0%	50.0%	45.7%	50.0%	市民意識調査問12-6

※令和5年度調査時の45.7%は平成28年度33.0%から12.7ポイント増加している。令和11年度は、前回計画同様に50%を目指す。

(3) 地域の防犯・防災対策の充実

■公助（市の取り組み）■

①防犯、防災意識を高める啓発活動の充実

【協働のまち推進課、総務課】

- ・防犯、防災意識を高めるための啓発活動の一層の充実に努めます。

②防犯・防災の情報提供、地域の防犯・防災活動に対する支援

【協働のまち推進課、総務課】

- ・防犯や防災に係る情報提供体制の充実に努めるとともに、地域の防犯、防災活動に対する支援を行います。

③災害時における避難誘導支援の充実

【総務課、福祉健康部】

- ・地震・津波土砂災害等避難訓練において、各団体の避難経路を基に訓練を実施し、避難経路、避難場所等の検証を行い、防災マップの見直しを行っていきます。

④自主防災組織の立ち上げ支援

【総務課】

- ・地域防災を推進するため、自主防災組織の立ち上げ支援を進めます。

◇共助（市社会福祉協議会の取り組み）◇

①地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げ等に協力

- ・防災をテーマとした福祉講演会を開催、防災関連グッズの展示、民生委員・児童委員の災害被災地視察等を行い、地域の自主防犯、自主防災組織の立ち上げなどに協力します。

②災害ボランティアの育成と組織化の推進

- ・災害ボランティアの育成と組織化に協力します。
- ・災害時ボランティアセンターマニュアルに基づきながら、組織的に取り組むように図ります。

■ 目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標となる 調査票の設問
	平成 28 年度時点 (2016 年度)	令和 4 年度目標 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)	
防災体制・組織の体制が「良い方だ」 と思う市民の割合(「普通だと思う」 「良い方だと思う」の合計割合)	44.3%	60.0%	47.7%	60.0%	市民意識調査 問 12-9

※令和 5 年度調査時の 47.7%は、平成 28 年度の 44.3%から 3.4 ポイント上昇している。令和 11 年度は、前回計画同様に 60%を目指す。

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成 28 年度時点 (2016 年度)	令和 4 年度目標 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)		
自主防災ボランティア団体数	58 か所	64 か所	43 か所	77 か所	市総合計画	協働のまち 推進課

※令和 5 年度の実績 43 か所は平成 28 年度の 58 か所から 15 か所減少している。令和 11 年度は、34 か所増加の 77 か所を目指す。

指標	今回計画より新設	現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	令和 2 年度時点 (2020 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)		
自主防災組織数	12 か所	12 か所	30 か所	市総合計画	総務課

※令和 11 年度は、18 か所増加の 30 か所を目指す。

(4) 避難行動要支援者(高齢者・障がい者)への支援対策の充実

■公助(市の取り組み)■

①避難行動要支援者の登録名簿の作成推進

【障がい長寿課】

- ・災害時に一人で避難できない人のための「災害時避難行動要支援者支援プラン(全体計画)」に基づきながら、名簿登録を進めます。

②「個別支援計画」の作成推進

【障がい長寿課】

- ・避難支援が必要な方一人ひとりに対する「個別支援計画」を作成し、具体的な支援者や避難経路、情報提供方法についての個別計画づくりを進めます。

③福祉避難所の量的確保

【障がい長寿課】

- ・福祉避難所について、現在の設置数を増加していくように、関係機関の協力等を促進しながら協定等を行い、量的確保を図ります。

◇共助(市社会福祉協議会の取り組み)◇

①避難行動要支援者の把握や情報共有に協力

- ・避難行動要支援者の把握や情報共有に協力します。

②自主防災組織と連携した避難誘導體制づくり

- ・地域の自主防災組織等と連携した、避難誘導體制づくりに協力します。

③避難行動要支援者等への支援体制の整備

- ・関係機関と連携し、避難行動要支援者等に対する支援体制を整えます。

■目標指標と目標値

指標	前回計画		現状値	今回目標	指標の根拠	担当課
	平成28年度時点(2016年度)	令和4年度目標(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和11年度(2029年度)		
福祉避難所の指定箇所数	7か所	10か所	7か所	10か所	事業実績	障がい長寿課

※令和5年度の実績7か所は平成28年度の7か所と同数である。令和11年度は、前回計画と同様に10か所を目指す。